

扶養親族等申告書の提出をお願いします

下記の図で提出が必要かご判断ください

提出すると老齢年金受給の際に該当する控除が受けられます

(1)ご本人が障害者または
寡婦・ひとり親^(※1)に
該当しますか？

該当する

該当しない

(2)控除対象となる^(※2)
配偶者または扶養親族
がいますか？

いる

いない

(3)配偶者または扶養親族
に、令和6年中に退職
所得を受ける見込みの
ある方^(※3)がいますか？

いる

いない

提出が不要※

提出が必要

提出いただくことで、所得税と翌年の個人住民税で該当する控除が受けられます。
裏面の〈提出手順〉をご確認ください。

提出が必要

提出いただくことで、翌年の個人住民税で該当する控除が受けられます。
裏面の〈提出手順〉をご確認ください。

※ 提出されない場合でも、源泉徴収の所得税率（5.105%）は変更ありません。

※1：障害者、寡婦・ひとり親の要件については、同封の手引き3ページをご覧ください。

※2：退職所得を含めた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

※3：退職所得を除いた年間所得見積額が配偶者は95万円以下、扶養親族は48万円以下の方に限ります。

控除対象の条件等について、詳しくは同封の「作成と提出の手引き」をご覧ください。

大切なお知らせ（裏面）

<提出手順>

確認

申告書にあらかじめ記載されている配偶者・扶養親族等に変更・追加があるかをご確認ください。

変更・追加がない場合

「変更なし」の口に✓をしたうえで、提出年月日、ご本人の氏名、電話番号を記入

変更・追加がある場合

「変更あり」の口に✓をしたうえで、同封の「手引き」を参照し、記載内容を訂正・追加

投函

申告書を返信用封筒に入れて切手を貼り、ポストに投函してください。
（マイナンバーが確認できる書類の添付は不要です）

※申告書にマイナンバーの記入がない場合でも、記入がないことのみを理由に申告書を受理しないことはありません。